

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

緊急事態宣言の解除に伴う児童クラブの対応について

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和 2 年 4 月 16 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が宮城県を含む全ての都道府県に拡大され、5 月 4 日には、緊急事態措置の実施期間が 5 月 31 日まで延長されたところですが、新規の感染者数が減少傾向にあることなどを踏まえ、今月末の期限を待たずに、5 月 14 日付で宮城県の緊急事態宣言が解除されたところです。

しかしながら、他国の例を見ますと、一度感染が収束した後、再度感染が拡大するケースが見られることから、児童クラブにおきましても、引き続き、感染拡大防止の取組みを緩めることなく、児童の受け入れを行うことが重要となっております。

つきましては、今後の本市の児童クラブの対応を下記のとおりといたしますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 児童の受け入れについて

- ・5 月中の児童の受け入れにつきましては、引き続き、小学校と児童館にて受け入れを行います（受け入れる学年や時間帯については、これまでと同様です）。
- ・緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大の恐れがなくなったわけではなく、児童の安全確保のためには児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、引き続き、勤務の調整等により、できる限り利用を控えていただきますようお願いいたします。
- ・勤務の調整等がつかず、児童クラブを利用する場合におきましても、できる限り利用時間を短くするなどのご協力をお願いいたします。
- ・利用時間の短縮等により、翌月以降の延長利用が不要になる場合には、前月中に児童クラブ登録事項変更届（様式第 6 号）を提出願います。
- ・なお、6 月以降につきましては、小学校の再開にあわせて、学年を問わず、放課後から児童クラブで受け入れを行う予定です。詳細については、改めてご案内いたします。

2 お子さまの健康管理について

- ・児童クラブの利用にあたっては、毎朝、お子様の体調の観察や体温の計測を行うとともに、できる限りマスクを着用してください。
- ・風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさがある場合など、体調が優れない場合等、登館に不安を感じる場合には、児童クラブを休ませ、外出は控えるようにしてください。
- ・登館後、高熱・咳が認められる場合は、児童館から保護者に連絡のうえ、お子様を帰宅させますのでご了承願います。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
仙台市青葉区上杉一丁目 5-12
電話：022-214-8176